

協働によるまちづくり 学生ジャーナリストNo.1 決定戦2023 募集要領

募集期間 令和5年5月8日(月) ~ 令和5年10月31日(火) 必着

コンテスト趣旨

弘前市では、平成27年4月から「弘前市協働によるまちづくり基本条例」を施行し、弘前の幸せな未来のために、市民の方にも主役になってもらい、みんなが一緒になってまちづくりに取り組んでいます。

この度、当市の優位性のひとつであり、まちづくりの主体(担い手)に位置付けられている「学生」のまちづくりへの参加促進、市内で行われている様々なまちづくりを幅広く市内外にPRすることを目的として、まちづくり活動の紹介記事を広く募集し、その中から優れた作品を選び表彰します。世代、地域を越えて人と人がつながり、市内でキラリと光る素敵な活動の紹介作品をお待ちしております。

応募について

- 1 応募資格…1) 市内にある高等教育機関(大学など)又は高等学校に在学する者。
2) 市内に居住し、高等教育機関(大学など)又は高等学校に在学する者。
※個人、グループのどちらでも応募可能。ただし、個人とグループの二重応募はできません。(個人が複数のグループに所属することもできません。)
- 2 参加費…無料
- 3 応募点数…1人又は1チーム1点まで
- 4 作品の規格等
 - ◆取材対象は市内のまちづくり活動(ボランティア活動、町会活動、イベントなど)に限ります。
※応募者本人または本人が属する団体の活動は取材対象として認めません。
 - ◆A4サイズ1面(カラー可)に紹介記事をまとめ、現物または、PDFファイルで提出。
 - ◆記事のレイアウトは自由とします。
 - ◆手書きで記事を作成する場合は、鉛筆は使用しないでください。
 - ◆応募者本人が令和5年5月8日から令和5年10月31日までに取材、作成等を実施したもので、未発表の作品に限ります。
- 5 応募方法
 - ①エントリーシートに必要事項を記入し、郵送、メールまたは持参により、事務局まで提出。
 - ②まちづくり活動取材し、記事を作成したら郵送、メールまたは持参により、事務局まで提出。

《提出先》

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係(コンテスト事務局)

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1

※直接応募の方は弘前市役所前川新館2階までお越しください。

メール: shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

賞

- | | | |
|------------|----|--------|
| 1位(協働大賞) | 1作 | 賞金 5万円 |
| 2位(協働優秀賞) | 1作 | 賞金 3万円 |
| 3位(協働準優秀賞) | 1作 | 賞金 1万円 |

※その他、佳作として10作に図書券2,000円分

採点基準

- 1 構成力（記事の見やすさ）
 - (1) 親しみやすく、見出しやレイアウトが工夫されている。
 - (2) 写真が効果的に使われていて、手に取ってみたいくなる。
- 2 文章力（記事内容）
 - (1) どういった活動をしているかが伝わる内容になっている。
 - (2) 分かりやすい表記、表現、内容になっている。
 - (3) 読者が活動に協力又は参加したくなるような魅力が伝わる内容になっている。
- 3 取材力（踏み込んで取材しなければ得られない情報が入っているか。）
 - (1) 団体がどういう思いで活動をしているかが伝わる内容になっている。
 - (2) イベント参加者の感想などが入っている。
 - (3) 取材者が実際に活動に参加・体験した内容が入っている。

結果発表及び表彰式

- ◆審査結果については12月下旬ごろに市ホームページ等で発表します。
- ◆入賞者（1位～3位）にはメール、電話または文書で通知します。佳作の方に対しては、文書（図書券同封）で通知します。なお、応募された作品については、原則全て市ホームページに掲載します。
- ◆入賞者（1位～3位）は表彰式に参加していただきます。（12月下旬ごろを予定）
- ◆入賞の通知後、事務局からの連絡等に対応いただけない場合は、入賞を取り消しさせていただく場合があります。
- ◆審査過程や審査結果に関するお問い合わせや異議についてはお答えできません。

留意事項

- ◆応募作品は、他者の著作権等の知的財産権及び肖像権を侵害しないものに限り、これに反すると判明した場合には選考結果の発表後でも賞を取り消し、賞金等の返還を求めることがあります。
※応募作品に掲載する写真の被写体が人物の場合、被写体本人の承諾を得ること。市は肖像権侵害等の責任は負いかねます。
- ◆応募作品は返却しません。
- ◆応募作品（応募者氏名・学校名・学年を含む）を市民等に公開し、閲覧に供することがあります。その際、市は応募者に何らの対価を支払うことはありません。
- ◆応募作品の送付、選考、展示中に被った紛失、破損等に対して、市はいかなる責任も負いません。
- ◆応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び二次的著作物に係る権利は、市に帰属します。
- ◆未成年者は保護者の同意を得て応募してください。（未成年者の方の応募は保護者の同意が得られているものとみなします。）
- ◆応募用紙に記入された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。